

石井町有線放送農業協同組合規約

第1章 総則

第1条 この組合の運営及び業務執行に関する事項並びに組合事業に関する権利義務は、法令、法令に基づく処分、定款その他別段の定めるものの外はこの規約による。

第2条 この規約は、組合の主たる事務所及び従たる事務所に備えつけるものとする。

第2章 総会に関する事項

第3条 組合員が総会終了前に退席しようとするときは、議長にその旨を申出るものとする。

第4条 組合長は、出席人員を報告し開会を宣し議長の選任を総会に諮るものとする。監事が招集した総会は招集した監事がこれをなす。

第5条 議長は、議事の開始にあたり書記若干名を指名する。総会招集者は、総会終了後2週間以内に定款第47条に定める事項のほか次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開会の日時場所
- (2) 総会に出席した正組合員数及びその内容（本人出席、代理人出席、書面議決者の別）並びに出席した准組合員の数
- (3) 議長の氏名及び選任の方法
- (4) 出席した理事の氏名及び書記の氏名
- (5) 会議の目的事項
- (6) その他議長の必要と認めた事項

第6条 議案は、すべて提案者がこれを説明する。ただし必要あるときは、議長は組合の職員に説明させることができる。

第7条 発言しようとするものは氏名を言い、議長の許可を得てから発言するものとする。

第8条 組合員は、総会において2名以上の賛成者を得て動議を提出することができる。動議の提出者は、成立した動議を撤回しようとするときは、賛成者の同意を得なければならない。動議の採決は、委任状による議決権は認めない。

第9条 否決された議案及び否決され又は撤回された動議は、同一総会で再び提出することができない。

第10条 採決は、挙手、起立、投票のいずれかの方法によって行う。

第11条 委任状は、入場の際に理事に提出し、理事はこれを引き替えに代理権を証明する証票を交付するものとする。採決に当たっては代理権者は証票を明示して採決に応じなければならない。議長は、書面議決を加えて採決の結果を宣言する。

第3章 役員に関する事項

第1節 理事会

第12条 理事会は、少なくとも年3回以上開催する外、組合長が必要と認めた場合又は理事総数の3分の1以上の請求があった場合開催する。

2 組合長は、理事会を招集し、その議長となる。

3 理事会の招集通知日は、日時・場所及び会場の目的事項を記載し理事会の日の3日前までに各理事及び監事に対して発しなければならない。

4 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

第13条 理事会は、理事総数の半数以上が出席しなければ開くことができない。又出席した理事の過半数で決し、議長は採決に加わらない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。理事は代理人によって議決に加わることができない。

第14条 参事及び課長は、理事会に出席して意見を述べることができる。又必要に応じ他の職員及びその他の者を出席せしめ、意見を徴することができる。

第15条 理事は、この組合の業務運営に関し、連帯してその責任を負うものとする。

第16条 組合長は、理事会終了後2週間以内に定款第55条第6項に定める事項のほか次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開会の日時場所
- (2) 出席した理事及び監事の氏名
- (3) 欠席した理事及び監事の氏名
- (4) 会議の目的事項
- (5) 反対した理事がある場合議事の経過の要領にその理由を記載
- (6) その他議長が必要と認めた事項

第2節 監事会

第17条 監事は、互選により代表監事1名を選出する。又代表監事は必要に応じ監事会を招集し、その議長となる。

第18条 監事会は、理事会の規定を準用する。

第4章 業務執行及び会計に関する事項

第1節 総則

第19条 この組合に次の職員を置くことができる。

- (1) 参事 1名
- (2) 課長 若干名
- (3) 事務員 若干名
- (4) 技術員 若干名

事務分掌に関する規定は、理事会で定める。

第20条 この組合の執務時間及び休日は理事会で定める。

第21条 組合員は、組合の諸調査に関し、必要な資料を提供しなければならない。

第2節 会計に関する事項

第22条 理事会は、毎事業年度の初めに事業計画に基づいて収支予算を編成し、事業計画と共に総会又は総代会の承認を得るものとする。収支予算の変更は理事会で行う。

第23条 役員に対する報酬は総会で決定する。

第24条 理事会は、会計、業務運営に関し、この規約の範囲内で細則を定めることができない。

附 則

この規約の変更又は廃止は、総会の議決による。

この規約は、平成5年5月9日より実施する。

附 則

この規約は、令和3年7月3日より実施する。